

令和4年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
文化芸術振興課	令和4年度近江文化発見・発信事業業務委託	令和4年度近江文化発見・発信事業業務	令和4年7月1日～令和5年3月31日	株式会社エフエム滋賀	5,885,000	本事業は県内外に対し、吟行イベントや俳句コンクールの効果的な広報や事業実施結果を効果的に発信をする必要があり、高度で専門的な知識・技術・ノウハウ・企画力のある放送会社やイベント会社等から独創的な企画提案を受ける必要があるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
文化芸術振興課	令和4年度びわ湖ホール施設整備事業委託(その8)	びわ湖ホール大ホール照明設備更新	令和4年9月1日～令和5年3月31日	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	26,886,200	びわ湖ホールの舞台設備については、びわ湖芸術文化財団が構築した複雑なネットワークシステムや電気系統のもの、デジタル制御にて稼働されており、大ホールの照明設備の更新を行う本業務については、実際に運用を行う財団が仕様作成・機器調整を行う必要がある。また、当該設備の更新作業にあたっては、休館中の限られた期間内(11月中旬まで)に、既に更新作業を開始しているその他の設備更新と調整を図りながら進める必要があり、施設を熟知し、施設運営の対応を迅速に行える者でないと現場管理を行うことができないため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(朽木陣屋跡)	埋蔵文化財発掘調査(朽木陣屋跡)	令和4年7月1日～令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	26,035,900	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	令和4年度鈴鹿山地カモシカ保護地域第6回特別調査事業委託	令和4年度鈴鹿山地カモシカ保護地域第6回特別調査事業	令和4年7月19日～令和5年3月10日	一般財団法人自然環境研究センター	6,600,000	特別天然記念物カモシカの生態に精通しており、保護管理の経緯や資料の取り扱いについて熟知している必要があり、実地調査においては生息域に残された糞塊や食痕をカモシカのものに見極める特殊な調査能力が必要である。また、過去の特別調査資料の統計的処理に基づく保護管理策の提案ができるのは過去に調査を実施した当該団体が適切に実施することができるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(妙福寺遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 (妙福寺遺跡)	令和4年8月25日 ~ 令和5年3月31日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	23,311,200	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(御館前遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 (御館前遺跡)	令和4年9月20日 ~ 令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	39,187,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(江頭南遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 (江頭南遺跡)	令和4年9月21日 ~ 令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	6,892,600	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査 委託(阿弥陀寺遺跡)	埋蔵文化財発掘調査 (阿弥陀寺遺跡)	令和4年9月30日 ~ 令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	28,279,900	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ